

平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けられた方の 税務上の措置（手続）FAQ

平成 30 年 7 月
高松国税局

平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けられた方の税制上の措置（手続）等につきまして、照会の多い事例を取りまとめましたので、参考としてください。

《 目 次 》

I 災害にあった場合の税制上の取扱い

- [Q 1] 今般のような災害を受けられた人に対する税制上の措置は、どのようなものがありますか。 . . . 2
[Q 2] 納税の猶予の「相当な損失」とはどの程度の損失をいいますか。 2

II 申告等の期限延長（地域指定）

- [Q 3] 地域指定とはどのようなものですか。 3
[Q 4] 地域指定による新たな期限となる日が示されていません（災害のやんだ日が指定されていない）が、いつまで延長されますか。 3
[Q 5] 具体的にはどのような手続が期限延長の対象となりますか。 3

III 申告等の期限延長（個別指定）

- [Q 6] 地域指定された地域以外で被災した場合は、申告等の期限延長を受けられますか。受けられる場合、いつまでに申請し、どのような書類を用意すればよいですか。 4
[Q 7] 申告等の期限はいつまで延長が認められますか。 4
[Q 8] 災害等のやんだ日とは、いつの日をいいますか。 4
[Q 9] 顧問税理士が被災されており申告できない場合にも、期限延長は認められますか。 4

IV 納付

- [Q 10] 災害により財産に被害を受けた場合や税金を一時に納付することができない場合、納付の期限について延長は認められますか。 5
[Q 11] 申告期限の延長が認められた場合、延滞税・利子税はどのようになりますか。
また、加算税は賦課されますか。 5
[Q 12] 振替納税を利用していて、申告期限が延長された場合、振替納付日も延長されますか。 5
[Q 13] 給与所得者や公的年金等の受給者は源泉徴収されていますが、被災した場合に源泉徴収をされないような措置がありますか。 5

V 避難所等の最寄り税務署での相談

- [Q 14] 避難所等に避難していますが、還付申告はどこで受け付けてもらえますか。 7
[Q 15] 避難所等にいるため、金融機関の口座番号が分からない場合、還付金はどのような方法で受け取ることができますか。 7
[Q 16] 金融機関に問い合わせたが口座番号が分からない、又は預貯金口座の開設ができない場合、還付金はどのように受け取ることができますか。 7
[Q 17] 既に還付申告をしている場合、避難所等の最寄り税務署でも、還付金の処理状況を確認できますか。 8

VI 申告手続等

- [Q 18] 帳簿書類がすべて流失してしまった個人事業者は、どのように申告をすればよいですか。 8
[Q 19] 課税仕入れに係る帳簿書類等がすべて流失していますが、消費税の仕入税額控除は認められますか。 8

VII 予定納税

- [Q 20] この度の災害により、所得が大幅に減少しますが、予定納税額の減額や納税の猶予を受けることができますか。 9

I 災害にあった場合の税制上の取扱い

[Q 1] 今般のような災害を受けられた人に対する税制上の措置は、どのようなものがありますか。

[A]

- 1 大雨などの災害にあった場合の税制上の措置としては、①申告・納付等の期限の延長、②所得税の全部又は一部の軽減、③相続税・贈与税の免除又は軽減、④納税の猶予などがあります。
- 2 申告、納付等の期限の延長については、災害などの理由により、国税に関する申告・納付などをその期限までにすることができないと認められる場合には、所轄の税務署長等は、その理由のやんだ日から2か月以内に限り、申告・納付などの期限を延長することができます（国税通則法第11条）。
- 3 所得税の全部又は一部の軽減については、災害により、住宅や家財などに損害を受けたときは、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で、所得税の全部又は一部の軽減を受けられる場合があります（所得税法第72条、災害減免法第2条）。
- 4 相続又は贈与により取得した財産について、災害により被害を受けたときは、相続税・贈与税の免除又は軽減を受けられる場合があります（災害減免法第4条、第6条）。
- 5 納税の猶予については、災害により、財産に相当の損失を受けた納税者や国税を一時に納付することが困難な納税者について、税務署長に申請し、その承認を受けることにより、原則として1年以内の期間に限り、国税の全部又は一部についての納税の猶予を受けることができます（国税通則法第46条）。

[Q 2] 納税の猶予の「相当な損失」とはどの程度の損失をいいますか。

[A]

「相当な損失」とは、災害による損失の額が納税者の全積極財産の価額に占める割合が、おおむね20%以上の場合をいいます。

この場合、災害により損失を受けた財産が生活の維持又は事業の継続に欠くことのできない重要な財産（住宅、家庭用動産、農地等）である場合には、その損失の割合は、その重要な財産の区分ごとに判定して差し支えありません。

なお、保険金又は損害賠償金などにより補てんされた又は補てんされるべき金額は、上記の損失の額から控除することとなります（国税通則法基本通達第46条関係2）。

II 申告等の期限延長（地域指定）

[Q 3] 地域指定とはどのようなものですか。

[A]

地域指定とは、災害による被災地域又は交通途絶地域等が広範囲にわたり、その地域内の納税者等の相当部分が被害を受けており、その地域内の納税者等について包括的に申告・納付等の期限の延長を行う必要があると認める場合に、国税庁長官がその地域及び延長により新たな期限となる期日を指定し、告示するものです。

これにより、指定された地域に納税地を有する納税者は、被害の程度を問わず、期限延長申請書の提出を要せず、申告・納付等の期限の延長がなされることとなります（国税通則法第11条、国税通則法施行令第3条第1項）。

[Q 4] 地域指定による新たな期限となる日が示されていません（災害のやんだ日が指定されていない）が、いつまで延長されますか。

[A]

今回の豪雨については、平成30年7月19日現在、被害の全容が明らかになっていない状況であること等を踏まえ期日を指定していませんが、申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災された方の状況に十分配慮して検討し、別途、国税庁告示により定めることとしています。

[Q 5] 具体的にはどのような手続きが期限延長の対象となりますか。

[A]

地域指定による申告期限等の延長の効果は、指定された地域に納税地を有する納税者の方について、平成30年7月5日以後に期限が到来する国税の申告・納付等が対象となります。主なものとしては、次のような手続きが対象となります。

- ① 7月10日期限 … ・源泉所得税（毎月分、特例分）
- ② 7月31日期限 … ・所得税の予定納税1期分
・5月決算法人税・消費税
・法人税予定申告（11月決算）
・消費税中間申告（年11回、年3回（2、8月決算）、年1回（11月決算）
・印紙税納税申告（書式表示用・6月分）
・石油ガス納税申告（5月分の納期限、6月分の申告期限）
・酒税納税申告

Ⅲ 申告等の期限延長（個別指定）

[Q 6] 地域指定された地域以外で被災した場合は、申告等の期限延長を受けられますか。受けられる場合、いつまでに申請し、どのような書類を用意すればよいですか。

[A]

指定された地域以外で被災した納税者の方は、納税地を管轄する税務署長に対し、災害等のやんだ日から相当の期間内に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出していただければ、税務署長等が指定した日（災害等のやんだ日から2か月以内）まで期限が延長されます。

また、申請の際には、消防署、市役所及び町村役場が発行する罹災証明等をご用意ください。延長申請する理由は、「平成30年7月豪雨による」としてください。

[Q 7] 申告等の期限はいつまで延長が認められますか。

[A]

申告期限等の延長期限については、国税通則法第11条に基づき、災害等のやんだ日から2か月以内とされています。

また、申告等の期限延長申請をされた方につきましては、個々の納税者の被災状況等を踏まえて延長期限を個別にご連絡させていただくこととしております。

[Q 8] 災害等のやんだ日とは、いつの日をいいますか。

[A]

災害等のやんだ日とは、申請者に特別な事情がある場合を除いて、客観的に見て、個別指定の期限延長の申請をした方が、申告・納付等の行為をするのに差し支えないと認められる程度の状態に復した日となりますが、例えば、交通の途絶があった場合には、交通機関が運行を始めた日などになります。

いずれにしても、状況が落ち着いた後、税務署へご相談ください。

[Q 9] 顧問税理士が被災されており申告できない場合にも、期限延長は認められますか。

[A]

今般の豪雨災害の影響により、顧問税理士が納税者の皆さまから預かった帳簿書類の紛失又は申告書作成に必要なデータの破損等の理由で、期限までに納税者の方の申告ができない場合があることも想定されます。

そのような場合についても期限延長が認められますので、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」に必要事項を記載し、税務署に提出してください。

IV 納付

[Q10] 災害により財産に被害を受けた場合や税金を一時に納付することができない場合、納付の期限について延長は認められますか。

[A]

災害により財産に相当な損失を受けた場合は、税務署に申請することにより、損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税について、納期限から1年以内で納税の猶予を受けることができます（国税通則法第46条第1項）。

また、災害により国税を一時に納付することができない場合は、税務署に申請することにより、既に納付の期限が到来している国税について、原則として1年以内で納税の猶予を受けることができます（国税通則法第46条第2項）。

今般の豪雨災害により、財産に損失を受けた方や納付等が困難な方につきましては、税務署に申請することにより、納税の猶予を受けることができますので、状況が落ち着いた後、税務署へご相談ください。

なお、避難所等に避難されている方については、避難所等の最寄りの税務署でもご相談を受け付けています。

**[Q11] 申告期限の延長が認められた場合、延滞税・利子税はどのようになりますか。
また、加算税は賦課されますか。**

[A]

国税通則法第11条の規定に基づき、国税の納期限が延長された場合には、その延長された期間については、その国税に係る延滞税及び利子税は課されません（国税通則法第63条第2項、第64条第3項）。

また、加算税については、認められた延長期限内に申告を行えば課されません。

[Q12] 振替納税を利用して、申告期限が延長された場合、振替納付日も延長されますか。

[A]

- 1 納付等の期限延長を受けられた方につきましては、振替納付日も延長されます。
- 2 延長後の振替納付日については、改めて、お知らせします。

[Q13] 給与所得者や公的年金等の受給者は源泉徴収されていますが、被災した場合に源泉徴収をされないような措置がありますか。

[A]

- 1 給与所得者や公的年金等の受給者の方が、災害により住宅又は家財について、その価額

の2分の1以上の損害を受け、かつ、平成30年分の合計所得金額の見積額が1,000万円以下の方については、その見積額に応じて、源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができます（災害減免法第3条）。

徴収猶予又は還付される金額

その年分の合計所得金額の見積額等		徴収猶予される金額	還付される金額
500万円以下の場合		災害のあった日からその年の12月31日までの間に支払を受ける給与又は公的年金等につき源泉徴収をされる所得税及び復興特別所得税の額	その年1月1日から災害のあった日までの間に支払を受けた給与又は公的年金等につき源泉徴収をされた所得税及び復興特別所得税の額
500万円を超え750万円以下の場合	(1) 6月30日以前に災害を受けた場合	災害のあった日から6か月を経過する日の前日までの間に支払を受ける給与又は公的年金等につき源泉徴収をされる所得税及び復興特別所得税の額	ありません。
	(2) 7月1日以後に災害を受けた場合	災害のあった日からその年の12月31日までの間に支払を受ける給与又は公的年金等につき源泉徴収をされる所得税及び復興特別所得税の額	7月1日から災害のあった日までの間に支払を受けた給与又は公的年金等につき源泉徴収をされた所得税及び復興特別所得税の額
	(3) (1)又は(2)に代えてこの項によることを選択した場合	災害のあった日からその年の12月31日までの間に支払を受ける給与又は公的年金等につき源泉徴収をされる所得税及び復興特別所得税の額の2分の1	その年1月1日から災害のあった日までの間に支払を受けた給与又は公的年金等につき源泉徴収をされた所得税及び復興特別所得税の額の2分の1
750万円を超え1,000万円以下の場合	(1) 9月30日以前に災害を受けた場合	災害のあった日から3か月を経過する日の前日までの間に支払を受ける給与又は公的年金等につき源泉徴収をされる所得税及び復興特別所得税の額	ありません。
	(2) 10月1日以後に災害を受けた場合	災害のあった日からその年の12月31日までの間に支払を受ける給与又は公的年金等につき源泉徴収をされる所得税及び復興特別所得税の額	ありません。

2 この源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予（併せて還付を受ける場合を含む。）を受けようとする方は、「源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請書（災免用）（給与等・公的年金等・報酬等）」を、給与等又は公的年金等の支払者を經由して、申請する方

の住所地の所轄税務署長又は勤務先の所轄税務署長あてに提出をお願いします。

なお、この源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予又は還付を受けた場合は年末調整がされませんので、確定申告により所得税及び復興特別所得税を精算することになります。

(住宅又は家財の損害割合が2分の1に満たない場合や平成30年分の年間の合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合)

- 1 住宅又は家財の損害割合が2分の1に満たない場合や平成30年の年間の合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合でも、雑損失の金額の見積額又は繰越雑損失の金額を基に計算した金額を限度に、平成30年又は平成31年以降最長3年間、源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予を受けることができます。
- 2 この源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予を受けようとする方は、「繰越雑損失がある場合の源泉所得税の徴収猶予承認申請書」に「徴収猶予を受ける限度額又は猶予期間の計算書」を添付して、住所地の所轄税務署長に提出をお願いします。

V 避難所等の最寄り税務署での相談

[Q14] 避難所等に避難していますが、還付申告はどこで受け付けてもらえますか。

[A]

納税地を所轄する税務署の管轄外に避難されている方からの国税に関するご相談等につきましては、避難所等の最寄りの税務署においても受け付けております。

また、書面の申告書についても受け付けておりますので、避難所等の最寄りの税務署にご提出ください。

[Q15] 避難所等にいるため、金融機関の口座番号が分からない場合、還付金はどのような方法で受け取ることができますか。

[A]

お手数ですが、金融機関などで口座番号をご確認いただくか、還付金の振込可能な預貯金口座を開設していただき、税務署までご連絡をお願いします。

[Q16] 金融機関に問い合わせたが口座番号が分からない、又は預貯金口座の開設ができない場合、還付金はどのように受け取ることができますか。

[A]

税務署から郵送する「送金通知書」を受領することができる方については、その「送金通

知書」をゆうちょ銀行各店舗又は郵便局の窓口へ持参していただければ還付金を受け取る
ことができます。

(注) 避難所等にいるため郵便を受領できない場合、還付金を受け取れません。

**[Q17] 既に還付申告をしている場合、避難所等の最寄り税務署でも、還付金の処理状況を確認
できますか。**

[A]

既に還付申告していただいている場合は、避難所等の最寄り税務署において、納税者の方
の所轄税務署にその処理状況を照会し、ご回答させていただきます。

VI 申告手続等

[Q18] 帳簿書類がすべて流失してしまった個人事業者は、どのように申告すればよいですか。

[A]

- 1 本年分の確定申告については、前年の所得計算の内容を参考にするなどして、可能な限り
正確な所得計算をしていただき、申告していただくようお願いします。
- 2 前年の所得計算の内容を参考とされる場合には、所轄税務署に提出された決算書等の保
存がありますので、所轄の税務署で閲覧をお願いします。

なお、避難所等に避難されている場合には、避難所等の最寄りの税務署にご相談くださ
い。

**[Q19] 課税仕入れに係る帳簿書類等がすべて流失していますが、消費税の仕入税額控除は認
められますか。**

[A]

災害その他やむを得ない事情により帳簿及び請求書等を保存できなかった場合に該当しま
すので、帳簿及び請求書等の保存がない課税仕入れについても、仕入税額控除は認められま
す。

なお、可能であれば、取引先に書類の再発行を依頼するなどの対応をお願いします（消費
税法第 30 条第 7 項ただし書き、消費税法基本通達 11-2-22 及び 8-1-3）。

Ⅶ 予定納税

[Q20] この度の災害により、所得が大幅に減少しますが、予定納税額の減額や納税の猶予を受けられますか。

[A]

1 予定納税額の減額

所得税及び復興特別所得税の予定納税をされる方が、7月1日以後に災害を受けた場合は、次の(1)又は(2)の手続により減額申請をすることで予定納税額の軽減免除を受けることができます。

(1) 災害減税法（災害減税法第3条）

災害減税法による所得税の軽減免除の適用を受けることのできる方（※）で、災害を受けた日において見積もった平成30年分の所得税及び復興特別所得税の額が予定納税基準額に満たないときは、災害にあった日から2か月以内に、第1期分又は第2期分の予定納税額の減額を申請することができます。

なお、「予定納税額の減額申請書」についても、期限延長の対象となります。

期限延長を受けられる場合は、納税地を管轄する税務署長に対し、災害等のやんだ日から相当の期間内に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出していただければ、税務署長等が指定した日（災害等のやんだ日から2か月以内）まで期限が延長されます。

※ 災害減税法による所得税の軽減免除の適用を受けることのできる方は、以下の1及び2のいずれにも該当する場合です。

- 1 その損害額（保険金等で補填される金額を除く。）が住宅又は家財の価額（時価）の2分の1以上である
- 2 平成30年分の合計所得金額の見積額が1,000万円以下である

(2) 所得税法（所得税法第111条）

7月1日以後10月31日までの間に災害を受けた方で、上記(1)の適用を受けない方も10月31日の現況により平成30年分の申告納税額を見積もり、11月15日までに第2期分の予定納税額の減額申請をすることができます。

2 予定納税額の納税の猶予（国税通則法第46条第1項第3号、46条の2、国税通則法施行令第13条）

今般の豪雨災害により予定納税額の納付が困難となった場合につきましては、「納税の猶予申請書」を税務署に提出することで、確定申告書の提出期限まで、納税の猶予を受けることができます。

（注）上記の内容は、平成30年7月19日現在の法令等に基づいて作成しています。